

運輸要覧（海上安全環境部編）

令和6年版

目 次

海上安全環境部編

I	海洋汚染防止関係	1
	廃油処理施設	1
II	船舶油濁等損害賠償保障法関係	2
III	船舶登録及び測度関係	3
	1. 登録船舶状況	3
	2. 管内及び全国の登録船舶の推移	4
	3. 船舶のトン数測度	5
IV	船舶検査関係	6
	1. 船舶検査の状況	6
	2. 製造認定事業場	6
	3. 改造修理認定事業場	6
	4. 整備認定事業場	7
	5. 船舶型式承認物件	7
	6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所	8
	7. サービスステーション	9
	8. J C I（日本小型船舶検査機構）	10
	9. その他の検査機関	10
	(1) 日本海事協会（NK）	10
	(2) 日本海事検定協会（NKKK）	10
V	船員法適用船員等の概要	11
	1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況	11
	2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移	11
	3. 船員法関係業務の処理状況	12
	4. 労務監査の状況	13
	5. 災害疾病発生の現状と推移	13
	(1) 災害疾病発生状況	13
	(2) 年度別災害発生状況	14
	(3) 年度別疾病発生状況	15

6.	船員労働安全衛生月間運動実施状況	16
7.	船員安全衛生推進会設立状況	16
VI	海技資格に関する業務の概要	17
1.	海技士国家試験実施状況(中国・大型)	17
2.	海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況	18
3.	境水先区水先実績	18
VII	管内旅客船事故発生状況	19
VIII	外国船舶監督の概要	20
1.	P S Cのはじまりと現状	20
2.	中国運輸局におけるP S Cの現状	20
3.	P S Cに関する国際的な技術協力	20

I 海洋汚染防止関係

廃油処理施設

令和6年10月1日現在

事務所の名称	本社所在地 事務所又は施設の所在地	事業許可 (届出受理) 年月日	事業開始 年月日	設備	1日平均 処理能力	受入タンク 容 量	備 考
ENEOS株式会社 水島製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	S46.10.11	S46.12.2	A.P.I 800m ³ /H 1基 活性汚泥設備併用	800m ³	1000KL×2	自 重 軽
	倉敷市水島海岸通4丁目2番						
公協産業株式会社	岡山市東区中尾126番地4	H16.7.16	H16.8.1	調整分離方式 12.5m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H	100m ³	50KL×4 35KL×2 30KL×2	営 重 軽
	岡山市東区沼2088番地の1				80m ³	26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	
内田工業株式会社	倉敷市松江3丁目2番46号	H19.6.25	H19.6.25	遠心分離 6m ³ /H 静置方式3.375m ³ /H	90m ³	50KL×1	営 重 軽
	倉敷市松江3丁目222番1、227番2				27m ³	45KL×1	
ツネイシカムテックス 株式会社	福山市沼隈町大字常石1083番地	S42.9.1	S42.6.1 (法施行前)	T.P.I 30m ³ /H 2基	1,438m ³	2500m ³ ×2	営 重 軽
	福山市箕沖町107番地5						
株式会社中国開発	尾道市西藤町字志村75-132	H21.10.21	H22.1.1	油水分離5m ³ /H 4基 焼却 0.82m ³ /H 2基	140m ³	30m ³ ×4	自 重 軽
神田ドック株式会社	呉市川尻町東2丁目14番21号	H8.6.12	H8.12.1	ハ ^イ イ処理システム 210kg/H 1基	5t	180m ³ ×1	自 重
株式会社 クリーンエナジー	広島市南区月見町2244-13	H17.6.21	H17.7.1	遠心分離3m ³ /H3基 燃料化 8m ³ /H1基	110m ³	18m ³ ×4	営 重 軽
ENEOS株式会社 麻里布製油所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	S46.5.19	S46.5.25	A.P.I 150KL/H 7基 C.P.I 150KL/H 7基 二次処理設備併用	(150× 7)	2,500KL×1	営 自 重 軽
	玖珂郡和木町6丁目1番1号				1,050KL	5,000KL×1	
喜楽鉱業株式会社	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号	H15.7.30	H15.8.1	(周東町) 加温遠心分離方式 (美東町・東広島市・広島市) 貯蔵のみ・処理を行わない	64m ³	200KL×2	営 重 軽
	岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756-65 東広島市河内町入野字新栃木7872-2 広島市安佐南区伴西1丁目2-2					200KL×2 200KL×1 200KL×1	
三光株式会社	境港市昭和町5番17号	S56.12.4	S57.5.19	焼却炉 廃油1,300L/H 廃水2,000L/H	31,200L	50m ³ ×3	営 重
	境港市潮見町1番地						
山陰興業株式会社	出雲市神西沖町2487番地5	S57.4.30	S57.9.10	加温 1.8KL/H 1基 油水分離機 1基 縦型遠心分離機2基	55.2KL	30KL×1	営 重
	出雲市神西沖町2487番地5 八頭郡智頭町市瀬900-1 松江市八幡町796-20					92.6KL×1 30KL×1 28.5KL×3	

注 備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

II 船舶油濁等損害賠償保障法関係

船舶油濁等損害賠償保障法（以下、「油賠法」という。）は、海難等により船舶から油等が流出して発生する汚染損害に対する賠償を保障することで被害者を保護し、海上輸送の健全な発達に資することを目的に、昭和50年（1975年）に制定されたもので、船舶に対する保険加入の義務付け等が定められています。

対象となる外航船舶が我が国の港に入港する際には、油賠法に基づき地方運輸局等への保障契約情報の事前通報（入港通報）が義務づけられており、当運輸局においても入港時の審査を通じて、条約を担保する保障額の保険に加入しているか確認を行っています。

令和2年には「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（燃料油汚染損害の民事責任条約）」及び「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」を批准し、両条約に対応するため油賠法が改正されました。

この改正により、外航船舶のみならず内航船舶にも、国際総トン数に応じて、船主責任保険（PI保険）への加入、国土交通省の交付する保障契約証明書等の船内備置きが義務づけられています。

1. 条約証書等交付件数

(単位：件)

種別 \ 年度	30	R1	R2	R3	R4	R5
条約証明書（CLC）	0	0	10	6	6	8
条約証明書（難破物）	0	0	950	603	632	610
条約証明書（燃料油）	0	0	403	250	275	266
一般船舶等保障契約証明書	0	0	0	1	2	1
合計	0	0	1,363	860	915	885

※条約証明書は令和2年から交付

2. 保障契約情報の通報件数

(単位：件)

種別 \ 年度	30	R1	R2	R3	R4	R5
新規通報	5,967	5,551	5,315	5,202	4,947	4,615
変更通報	9,467	8,685	9,026	9,900	9,130	7,486
合計	15,434	14,236	14,341	15,102	14,077	12,101

3. 備置命令書等発出件数

(単位：件)

区分 \ 年度	30	R1	R2	R3	R4	R5
備置命令書等発出件数	3	0	0	1	0	0

Ⅲ 船舶登録及び測度関係

1. 登録船舶状況

令和5年12月末現在

船質	区分		本局		尾道		因島		呉		鳥取		島根		岡山		山口		計		
	隻数・総トン数		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	
	区分																				
鋼船	20 ^{トン} 以上100 ^{トン}	未満	36	2,048	25	1,621	3	265	8	451	22	1,846	13	988	25	1,680	11	721	143	9,620	
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン}	〃	123	51,682	125	56,161	6	1,191	98	41,470	36	8,184	27	5,881	152	61,006	90	37,133	657	262,708	
	1,000 ^{トン} 以上3,000 ^{トン}	〃	1	2,507					4	8,426			3	7,084	2	2,428	3	5,721	13	26,166	
	3,000 ^{トン} 以上10,000 ^{トン}	〃	1	3,702	5	24,782			5	23,641							3	11,844	14	63,969	
	10,000 ^{トン} 以上30,000 ^{トン}	〃	1	12,690															1	12,690	
	30,000 ^{トン} 以上50,000 ^{トン}	〃							1	41,270	1	40,068						4	146,029	6	227,367
	50,000 ^{トン}	〃											2	101,333				2	124,443	4	225,776
	計		162	72,629	155	82,564	9	1,456	116	115,258	59	50,098	45	115,286	179	65,114	113	325,891	838	828,297	
木船	20 ^{トン} 以上100 ^{トン}	未満																			
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン}	〃																			
	計																				
合計	20 ^{トン} 以上100 ^{トン}	未満	36	2,048	25	1,621	3	265	8	451	22	1,846	13	988	25	1,680	11	721	143	9,620	
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン}	〃	123	51,682	125	56,161	6	1,191	98	41,470	36	8,184	27	5,881	152	61,006	90	37,133	657	262,708	
	1,000 ^{トン} 以上3,000 ^{トン}	〃	1	2,507					4	8,426			3	7,084	2	2,428	3	5,721	13	26,166	
	3,000 ^{トン} 以上10,000 ^{トン}	〃	1	3,702	5	24,782			5	23,641							3	11,844	14	63,969	
	10,000 ^{トン} 以上30,000 ^{トン}	〃	1	12,690															1	12,690	
	30,000 ^{トン} 以上50,000 ^{トン}	〃							1	41,270	1	40,068						4	146,029	6	227,367
	50,000 ^{トン}	〃											2	101,333				2	124,443	4	225,776
	合計		162	72,629	155	82,564	9	1,456	116	115,258	59	50,098	45	115,286	179	65,114	113	325,891	838	828,297	

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む

※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

2. 管内及び全国の登録船舶の推移

区分			平成26年12月末	平成27年12月末	平成28年12月末	平成29年12月末	平成30年12月末	令和1年12月末	令和2年12月末	令和3年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末	
管内	汽船	隻数	941	922	905	907	903	894	895	867	848	838	
		総トン数	809,436	797,548	792,974	753,286	724,415	799,943	762,708	743,880	738,003	828,297	
	帆船	隻数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		総トン数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鋼船	隻数	940	921	904	906	902	893	894	866	848	838	
		総トン数	809,380	797,492	792,918	753,252	724,380	799,908	762,673	743,845	738,003	828,297	
木船	隻数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0		
	総トン数	56	56	56	35	35	35	35	35	0	0		
全国	鋼船	隻数	7,173	7,094	7,067	7,043	7,021	7,034	7,011	6,963	6,872	6,797	
		総トン数	20,630,896	21,779,644	23,289,121	25,349,184	26,981,411	28,281,623	27,456,563	27,844,867	29,162,338	29,788,490	
	木船	隻数	15	14	14	10	21	13	13	11	9	7	
		総トン数	1,318	1,283	1,283	732	1,539	1,168	1,168	941	520	337	
	計	隻数	7,188	7,108	7,081	7,053	7,042	7,047	7,024	6,974	6,881	6,804	
		総トン数	20,632,214	21,780,927	23,290,404	25,349,916	26,982,950	28,282,790	27,457,731	27,845,808	29,162,858	29,788,827	
全国登録船舶に対する管内の比率	隻数	13.1%	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	12.7%	12.7%	12.4%	12.3%	12.3%		
	総トン数	3.9	3.7	3.4	3.0	2.7	2.8	2.8	2.7	2.5	2.8		
1隻あたりの平均総トン数	管内	860	865	876	831	802	895	852	858	870	988		
	全国	2,870	3,064	3,289	3,594	3,832	4,013	3,909	3,993	4,238	4,378		
管内の推移 (対前年比率)	隻数	99	98	98	100	100	99	100	97	98	99		
	総トン数	111	99	99	95	96	110	95	98	99	112		
全国の推移 (対前年比率)	隻数	99	99	100	100	100	100	100	99	99	99		
	総トン数	106	106	107	109	106	105	97	101	105	102		

3. 船舶のトン数測度

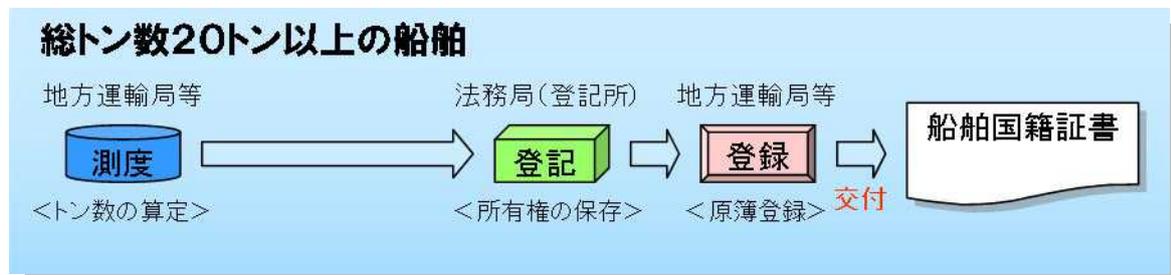
「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

- (1) 総トン数（船舶国籍証書）
- (2) 国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
- (3) 責任トン数（責任トン数確認書）
- (4) バージ等の総トン数（総トン数証書）
- (5) 載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
- (6) 外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
- (7) 運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法(長さ・幅・深さ)などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

(登録測度の概要図)



- 総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。(総トン数が変わる場合に限ります。)
- 国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なることがあるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

IV 船舶検査関係

1. 船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で6社、改造修理認定事業場は1社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で9事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は30事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は54事業場となっている。

2. 製造認定事業場

令和6年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
(株)ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ
三菱重工マリタイムシステムズ(株)	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
(株)三井E&Sマシナリー	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業(株)	熊毛郡田布施町	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
日東化成工業(株)	備前市	その他の仕切り材料

3. 改造修理認定事業場

令和6年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ

4. 整備認定事業場

令和6年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用用品(株)	広島市	膨脹式救命いかだ
協栄マリンテクノロジー(株)福山営業所	福山市	〃
金田商事(株)	尾道市	〃
綱田工業(株)	尾道市	〃
内海エンジニアリング(株)	尾道市	〃
船田産業(株) 呉 SS	呉市	〃
(株)昭和船具店	境港市	〃
まるか商事(株)	境港市	〃
和幸(株)松江 SS	松江市	〃

5. 船舶型式承認物件

令和6年4月1日現在

事業場	所在地	承認物件
中国塗料(株)	大竹市	表面仕上材
(株)赤尾	福山市	個人装具(安全燈及び手おのを除く。)
早川ゴム(株)	福山市	表面仕上げ材
(株)大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板 表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
(株)アイメックス	尾道市	防火戸
長崎船舶装備(株)	尾道市	連続B級天井張り・仕切り隔壁・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁
旭・スチール工業(株)	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
(株)ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
Y A M A X (株)	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
(株)ユウホウ	福山市	油吸着材
和典電機工業(株)	尾道市	浸水警報装置の警報盤・浸水警報装置の検知器
(株)ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
谷口商会(株)	岡山市	油吸着材
海和工業(株)	岡山市	オイルフェンス
阪神素地(株)	岡山市	イマーション・スーツ
ウォータークリーン(株)	倉敷市	油吸着材
(株)銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(株)タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業(株)	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業(株)	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ(株)	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業(株)	笠岡市	第四種汽笛
トヨーポリマー(株)	美作市	表面仕上材
(株)城南エコテック	和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業(株)	小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン(株)	勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル(株)	岩国市	油吸着材
村上商事(株)	岩国市	油吸着材
東洋鋼鋳(株)	周南市	表面仕上材
大晃機械工業(株)	熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置

6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

令和6年10月1日現在

事業所	所在地	電話番号		備 考
大西電機工業(株)	広島市	(082)554-9011	2	備考欄の1~4は、次による。 1: 総トン数200トン未満の旅客船及び漁船 総トン数500トン未満の貨物船並びに 総トン数100トン未満の危険物ばら積船 に限る。 2: 総トン数500トン未満の旅客船及び漁船 総トン数5,000トン未満の貨物船並びに 総トン数500トン未満の危険物ばら積船 に限る。 3: 総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船 総トン数20,000トン未満の貨物船並びに 総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船 に限る。 4: 全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等 特殊船を除く。）
(株)三協電機	尾道市	(0848)48-4356	3	
山陽船舶電機(株)	尾道市	(0848)22-7154	4	
協成電機(株) 尾道事業所	尾道市	(0848)46-2451	2	
向島ドック(株)	尾道市	(0848)44-0001	1	
(株)三和ドック	尾道市	(0845)26-1111	4	
瀬戸内クラフト(株)	尾道市	(0848)44-6535	1	
B E M A C (株) 安芸津出張所	東広島市	(0846)45-2785	3	
協成電機(株)	呉市	(0823)73-5111	2	
大東電機工業(株) 呉支店	呉市	(0823)22-8515	3	
(有)澤無線電機	岩美郡岩美町	(0857)72-8015	1	
(有)吉田電機工業所	境港市	(0859)42-6811	2	
(有)浜崎電機工業所	松江市	(0852)21-0644	2	
和幸(株)	松江市	(0852)24-4468	1	
サン電工(株)	玉野市	(0863)31-4167	2	
(株)日本船舶電装工場 宇野工場	玉野市	(0863)32-2520	3	
(株)神田電機	備前市	(0869)64-2576	2	

7. サービスステーション

令和6年10月1日現在

事業所	所在地	内燃機関	降下式乗込装置	全世界的な海上遭難安全システム(GMDSS)		航海用レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ(有)	広島市				○	○
船田船用品(株) 広島SS	広島市			○		
日本電波興業(株)	広島市				○	○
(株)マリンネットサービス	広島市				○	○
(株)広島ヤンマー商事	広島市	○				
(株)新来島宇品どっく	広島市	○				
(株)江田島造船所	江田島市	○				
(有)尾道電業社	尾道市				○	○
(有)尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事(株)	尾道市		○	○		
大洋電子工業(株)	尾道市				○	○
綱田工業(株) 尾道支店	尾道市		○	○		
(株)豊國 尾道営業所	尾道市			○	○	○
(株)西日本電波研究所 尾道支店	尾道市				○	○
(有)広無線	尾道市				○	○
(株)高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機(株)	尾道市	○				
向島ドック(株)	尾道市	○				
日昇無線(株)	尾道市				○	○
(株)三和ドック	尾道市	○				
内海造船(株) 瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジー(株) 福山営業所	福山市		○			
古野電気(株) 広島支店	三原市				○	○
海洋電波(株)	呉市				○	○
(株)豊國	呉市			○	○	○
船田産業(株)	呉市		○	○	○	○
神田ドック(株) 川尻工場・若葉工場	呉市	○				
フルノ関西販売(株) 関西支店 境港営業所	境港市				○	
(有)吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産(株)	境港市	○				
(有)旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中四国営業部山陰支店	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中四国営業部鳥取営業所	鳥取市	○				
(株)福栄	境港市	○				
和幸(株)	松江市			○	○	○
東備ヤンマー(株)	備前市	○				
(有)松木鉄工所	備前市	○				

(注) ○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

8. JCI(日本小型船舶検査機構)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)254-6027
尾道支部	尾道市	(0848)23-7250
岡山支部	岡山市	(086)200-1780
境支部	境港市	(0859)47-2220
下関支部	下関市	(083)245-3241

9. その他の検査機関

(1) 日本海事協会(NK)
船級船(主として国際航海船)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)249-1971
尾道支部	尾道市	(0848)25-2400
岡山支部	岡山市	(086)221-3645

(2) 日本海事検定協会(NKKK)
(危険物の積付等に関する検査)

	所在地	電話番号
広島事務所	広島市	(082)254-0237
水島事業所	倉敷市	(086)446-2105
福山事務所	福山市	(084)941-0253
尾道事務所	尾道市	(0848)22-5229
呉事業所	呉市	(0823)21-6149
岩国事務所	岩国市	(0827)21-3415
徳山事業所	周南市	(0834)21-5340

V 船員法適用船員等の概要

1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

令和5年10月1日現在

区 分	報 告 対 象 者 数	報 告 者 数	隻 数	総トン数	乗 組 員						予 備 船 員			合 計			
					雇 用 船 員		非 雇 用 船 員		小 計		計	職 員	部 員	計	職 員	部 員	総 計
					職 員	部 員	職 員	部 員	職 員	部 員							
本 局	76	74	272	120,792.41	836	379	14	0	850	379	1,229	192	81	273	1,042	460	1,502
尾道海事事務所	73	72	176	136,013.70	546	218	11	2	557	220	777	186	59	245	743	279	1,022
因島海事事務所	13	13	26	23,697.81	64	35	4	2	68	37	105	40	22	62	108	59	167
呉海事事務所	83	82	153	673,003.64	565	168	51	6	616	174	790	106	37	143	722	211	933
鳥取運輸支局	51	51	89	10,790.60	241	383	4	1	245	384	629	0	0	0	245	384	629
島根運輸支局	84	82	178	22,479.04	304	515	26	2	330	517	847	3	33	36	333	550	883
岡山運輸支局	53	53	144	73,088.53	512	114	11	2	523	116	639	141	41	182	664	157	821
水島海事事務所	56	53	139	20,431.09	339	67	29	3	368	70	438	38	16	54	406	86	492
山口運輸支局	103	103	226	351,621.89	669	270	16	0	685	270	955	194	49	243	879	319	1,198
計	592	583	1,403	1,431,918.71	4,076	2,149	166	18	4,242	2,167	6,409	900	338	1,238	5,142	2,505	7,647

2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年 別	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
所有船舶数																
船舶所有者数(者)	883	881	835	807	782	758	717	673	677	662	653	640	624	611	613	592
船舶数(隻)	1,659	1,616	1,598	1,559	1,536	1,486	1,453	1,425	1,396	1,290	1,400	1,414	1,427	1,396	1,410	1,403
船員数(人)	8,800	8,487	8,374	8,138	8,021	7,869	7,733	7,665	7,696	7,673	7,767	7,832	7,715	7,611	7,689	7,647

3. 船員法関係業務の処理状況

令和5年度

種別 区分	船員手帳交付				訂 正	写真貼換	雇入契約の成立等の届出						法19条関係			記載事項証明	
	新規	再交付	書換	計			雇入	雇止	更新	変更	就退	計	受理	証明			
														件数	通数		
本局	128	2	72	202	11	0	648	504	0	164	0	1,316	25	25	26	1	
運輸支局 (海事事務所)	尾道	31	2	29	62	8	0	513	537	45	133	5	1,233	87	87	89	4
	因島	9	1	12	22	0	0	346	356	0	78	0	780	34	34	36	0
	呉	43	3	28	74	2	0	394	398	0	136	5	933	33	33	33	0
	鳥取	33	5	30	68	4	0	517	508	18	137	0	1,180	13	13	18	0
	島根	8	0	10	18	2	0	24	24	0	13	0	61	1	1	3	0
	岡山	7	0	24	31	4	0	201	204	0	58	2	465	11	9	9	0
	水島	13	0	29	42	1	0	2,050	2,042	0	566	3	4,661	35	34	36	0
	山口	24	1	53	78	3	0	2,856	2,878	2	882	0	6,618	27	26	27	0
小計	168	12	215	395	24	0	6,901	6,947	65	2,003	15	15,931	241	237	251	4	
指定市町村 (25) 計	198	7	189	394	17	0	5,202	5,102	15	1,263	0	11,582	152	152	159	—	
合計	494	21	476	991	52	0	12,751	12,553	80	3,430	15	28,829	418	414	436	5	

4. 労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査 延日数	船舶監査			事業場監査			合 計			
		監査 隻数	違反 隻数	違反 件数	監査事 業場数	違反事 業場数	違反 件数	監査数 A	違反数 B	違反 件数	違反率 $\frac{B}{A}$ %
令和 3年度	513	368	16	17	0	0	0	368	16	17	4.3%
令和 4年度	741	383	20	22	80	0	0	463	20	22	4.3%
令和 5年度	953	400	18	19	93	7	8	493	25	27	5.1%

5. 災害疾病発生の現状と推移

(1) 災害疾病発生状況

令和4年度

船種 \ 区分	災 害		疾 病	
	発生件数	千人率	発生件数	千人率
一 般 船 舶	21	4.7	66	14.6
漁 船	32	21.6	38	25.7
そ の 他	10	5.9	85	50.1
計	63	8.2	189	24.6

(2) 年度別災害発生状況

(災害)

(全体)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中国	25.8	20.3	16.8	12.2	11.8	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4	6.5	9.4	8.8	9.5	9.5	8.1
全国	23.0	17.6	13.2	11.3	11.5	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.3	9.3	9.3	8.6	8.8	8.3	8.3	8.2	7.4

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中国	17.7	12.0	9.2	7.5	7.1	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7	5.7	5.5	5.8	6.9	5.6	4.6
全国	17.4	11.7	10.8	9.5	9.0	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4	7.0	5.7	6.1	6.9	6.3	6.5

(漁船)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中国	43.5	44.6	38.5	28.7	25.9	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4	11.8	23.9	20.3	21.0	20.0	20.3
全国	30.2	25.8	17.4	14.8	15.5	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5	12.3	13.4	12.3	12.1	13.1	11.0

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中国	19.1	13.1	10.7	6.8	9.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9	3.2	5.1	5.4	5.4	10.2	6.5
全国	15.3	10.9	8.5	6.5	7.4	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.8	6.7	5.6	5.2	7.5	6.5	5.2	5.0	4.1

(3) 年度別疾病発生状況

(疾 病)

(全 体)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中 国	33.4	27.4	17.1	14.2	11.8	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0	5.9	6.2	7.2	6.9	6.3	24.6
全 国	28.1	22.0	11.6	11.4	10.9	11.6	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3	8.3	7.4	10.1	24.4

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中 国	29.5	22.7	14.1	11.6	8.1	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2	6.1	6.6	4.5	7.6	4.0	14.6
全 国	29.4	22.7	13.7	13.2	11.9	15.4	12.1	11.0	11.5	10.2	9.0	9.3	9.2	7.9	8.8	8.7	8.7	11.1	29.4

(漁 船)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中 国	45.9	48.5	31.3	24.7	23.3	21.0	16.6	14.3	19.9	9.5	10.6	8.0	9.3	5.9	3.6	8.4	4.5	8.7	25.7
全 国	28.8	23.7	12.4	12.0	11.4	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9	8.3	8.2	7.8	7.4	9.1	17.5

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中 国	22.4	14.7	7.9	9.9	9.8	9.5	4.8	3.6	2.5	7.6	6.3	9.3	4.6	5.2	7.7	14.2	7.2	10.2	50.1
全 国	23.1	16.8	6.9	6.6	7.7	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4	8.3	7.4	8.2	4.9	13.2	24.4

6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況

令和5年度

船員災害 防止大会	広 報		サバイバル トレーニング	講習会等
	ポスター しおり 配布数	横断幕等 掲示数		
5会場 206人	601枚 683部	18ヶ所	2回 85人	2回 10人

訪 船		巡回健康診断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安全指導	衛生指導			
46回 126隻	46回 126隻	萩地区 72人	3施設 0人	4隻

7. 船員安全衛生推進会設立状況

名 称	代表者	所 在 地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会 (旅客船・カーフェリー)	内堀達也	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
広島船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	埜野治次	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
鳥取網代港船員安全衛生推進会 (沖合底曳網漁業)	板倉高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-470	H11.2.26
呉船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	河菜春文	呉市広大新開1-12-20	H11.12.7

VI 海技資格に関する業務の概要

1. 海技士国家試験実施状況（中国・大型）

(単位:人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
受験者数	1,313	1,523	1,739	2,077	2,165	2,069	2,088	1,929	2,098	2,184	2,281
合格者数	892	1,080	1,186	1,005	1,180	1,311	1,181	794	906	920	789

※合格者数は総合合格者及び筆記合格者

2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種別 年度	免許登録			海技免許引換	海技免許 操縦免許証 訂正・再交付	海技免許 操縦免許証 失効・再交付	海技免許・操縦免許証更新				海技免許 解除	乗組員 基例 許可
	大型	小型	計				大型	小型	通信	計		
平成25年度	440	4,768	5,208	0	523	2,052	1,418	26,554	11	27,983	119	116
平成26年度	537	4,344	4,881	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
平成27年度	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
平成28年度	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
平成29年度	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95
平成30年度	623	3,739	4,362	0	465	1,517	1,184	23,010	3	24,197	179	127
令和元年度	592	3,736	4,328	7	587	1,442	1,196	21,776	10	22,982	174	138
令和2年度	594	4,323	4,917	0	483	1,491	1,137	18,738	23	19,898	147	157
令和3年度	626	4,626	5,252	0	524	1,432	1,013	19,367	13	20,393	167	79
令和4年度	626	4,804	5,430	0	528	1,325	962	20,775	34	21,771	158	106
令和5年度	572	4,139	4,711	0	466	1,295	1,100	18,834	29	19,963	154	99

(注) 海技免許引換欄は、海技免許の様式変更に伴う引換件数をいう。

3. 境水先区水先実績

年度別	隻数			総トン数		
	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計
平成25年度	4	211	215	200,568	7,606,250	7,806,818
平成26年度	4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
平成27年度	4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
平成28年度	14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
平成29年度	21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413
平成30年度	30	244	274	1,024,489	13,218,113	14,242,602
令和元年度	22	220	242	866,530	11,549,546	12,416,076
令和2年度	16	121	137	590,173	4,164,242	4,754,415
令和3年度	21	165	186	636,456	5,374,227	6,010,683
令和4年度	33	166	199	1,216,980	5,300,400	6,517,380
令和5年度	39	179	218	1,703,504	8,966,640	10,670,144

Ⅶ 管内旅客船事故発生状況

令和5年度

		衝突・接触		乗 揚 げ	機 関 故 障	火 災	浸 水	推 進 器 障 害	舵 故 障	車 両 事 故	そ の 他	計
		船 舶	そ の 他									
船 種 別	在 来 船				2						2	4
	カーフェリー		2	2	3						2	9
	高 速 船				3						1	4
計			2	2	8						5	17
月 別	4											
	5											
	6				3							3
	7		1		1							2
	8										1	1
	9										1	1
	10		1									1
	11											
	12										1	1
	1				2						1	3
	2											
	3			2	2						1	5

VIII 外国船舶監督の概要

1. PSC のはじまりと現状

1970年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶が登録されている旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡を絶たないため、1982年欧州でパリ MOU (Memorandum Of Understanding on PSC (PSCに関する覚書))が採択され、旗国の監督を補完するものとして寄港国による外国船舶の監督(ポートステートコントロール:Port State Control)を実施していく地域協力体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では1993年に東京 MOU が採択され、現在ではPSCへの地域的な取り組みは世界の9地域(欧州、アジア・太平洋、地中海、黒海、中東、中西部アフリカ、インド洋、カリブ海、南米)に及んでいます。

我が国では、1983年から地方運輸局等によりPSCが開始され、1997年度には専従の外国船舶監督官組織が創設されて全国の地方運輸局等に配置されました。また、東京 MOU へも設立当初から主要メンバー国として参加しています。

PSCの主な業務は、我が国の港に入港した外国船舶に立ち入り、条約が定める基準の適合性について検査することです。検査の結果、基準に適合していない場合には是正を指導しますが、航海の安全や海洋環境に対する切迫した脅威となる重大な基準不適合については、是正されるまで出港を差し止める行政処分を行うこととなります。

適用される国際条約は海上人命安全条約(SOLAS)、海洋汚染防止条約(MARPOL)、船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約(STCW)、海上労働条約(MLC)、バラスト水管理条約(BWM)等があり、近年の新たな条約の発効や度重なる条約改正により検査対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み一層多様化しているため、外国船舶監督官にはより高度な専門知識と能力が求められています。

2. 中国運輸局におけるPSCの現状

中国運輸局は中国5県(山口県の一部を除く)を管轄しており、令和5年における管内主要港への外国船舶入港隻数は9,484隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多いため様々な船種の外国船舶が入港し、日本海側では中国・韓国間のコンテナ船、製紙工場向け木材チップ船や火力発電所向けばら積み貨物船等の入港が目立っています。

このような状況の下、中国運輸局では1983年から船舶検査官、船員労務官が合同でPSCを実施していましたが、1997年4月から専従の外国船舶監督官を本局及び山口運輸支局(徳山庁舎)に配置した後、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局(境庁舎)にも配置して、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

3. PSCに関する国際的な技術協力

PSCは国際的な協調も必要であることから、東京 MOU において加盟各国のPSC検査官に対する研修や技術交流が行われています。中国運輸局では、東京 MOU 主催の研修や技術交流への講師派遣、外国人研修生の受け入れなど積極的に協力しています。